

世界にはばたけ兵庫プロジェクト

(指導者養成事業・選手強化事業・選手育成事業)

実施概要

1 実施期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

2 対象競技 (41 競技)

スケート、アイスホッケー、スキー、陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボートホッケー、ボクシング、バレーボール、体操競技、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

3 対象事業

(1) 指導者養成事業

- ① **スポーツ指導者海外派遣補助事業【競技団体提案型事業】**
- ② 公認コーチ・上級コーチ養成講習会派遣事業
- ③ 中央競技団体等開催研修会派遣事業
- ④ 「チーム兵庫プロジェクト・1」会議 (6月・9月・3月)

(2) 選手強化事業

- ⑤ **スーパーアスリート養成事業【競技団体提案型事業】**
- ⑥ **医・科学サポート事業【競技団体提案型事業】**
- ⑦ 強化合宿・練習
- ⑧ 指導者招聘
- ⑨ 県外優秀選手及びチーム招待
- ⑩ ドクター・トレーナー等派遣
- ⑪ 国体支援コーチ派遣
- ⑫ 強化選手指定
- ⑬ 強化運動部・チーム指定

(3) 選手育成事業

- ⑭ **リトライ・スポーツ・プロジェクト【競技団体提案型事業】**
- ⑮ スーパージュニア育成塾 (U-15)
- ⑯ ジュニアスポーツ教室
- ⑰ ゴールデンエイジ・プロジェクト
 - 1 子どもスポーツ体験教室
 - 2 オリンピック選手等によるスポーツ教室
 - 3 ひょうごジュニアスポーツアカデミー
- ⑱ 拠点化推進事業

(1) 指導者養成事業

①スポーツ指導者海外派遣補助事業

(競技団体提案型事業)

1 目的

世界トップレベルの指導法等を習得するため、優秀な指導者を海外へ派遣することにより、本県競技
技力向上に資する。

2 事業内容

- (1) 内 容 世界トップレベルの体系化された指導法や効果的なトレーニング理論等を研修する。
- (2) 対 象 者 希望する競技団体の推薦を受け、公益財団法人兵庫県体育協会（以下、体育協会という）が認めた指導者とする。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実施団体

競技団体の提案を受け、体育協会が審査のうえ認めた団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

②公認コーチ・上級コーチ養成講習会派遣事業

1 目的

体育協会加盟競技団体における資格取得者の増加を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 公益財団法人日本体育協会が実施する公認コーチ・上級コーチ養成講習会に体育協会加盟競技団体の指導者を派遣する。
- (2) 対 象 者 体育協会加盟競技団体からの派遣推薦を受け、体育協会が認めた者とする。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

4 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

③中央競技団体等開催研修会派遣事業

1 目 的

中央競技団体等が開催する研修会に体育協会に加盟する国体関係競技団体の指導者を派遣することにより、次世代指導者の育成や指導者の資質向上を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 中央競技団体等が開催する指導者の資質向上や競技規則の周知を目的とした研修会で体育協会が適切であると認めたものに体育協会加盟競技団体の指導者を派遣する。
- (2) 対 象 者 体育協会加盟競技団体からの派遣推薦を受け、体育協会が認めた者とする。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

4 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

④「チーム兵庫プロジェクト・1」会議

1 目 的

「スポーツ立県ひょうご」をめざし、国民体育大会において男女総合成績常時8位以内入賞できるよう本県のスポーツの競技力向上を図るとともに、競技団体のヘッドコーチ選手育成・強化担当者等が競技の枠を超えて一堂に会し、「チーム兵庫」の意識を高める。

2 事業内容

- (1) 内 容
- ア ブロック戦略会議（6月：事務担当者会議と同時開催）
 - イ 国体戦略会議（9月）
 - ウ プロジェクト・1セミナー（3月）

- (2) 対 象 者 国体正式競技団体等の理事長、ヘッドコーチ、国体選手強化事業担当者、選手育成事業担当者及び事務担当者等とする。

3 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

(2) 選手強化事業

⑤スーパーアスリート養成事業

(競技団体提案型事業)

1 目的

オリンピックをはじめとする国際大会等で、将来活躍が期待できるスーパーアスリートの養成を図ることにより、本県競技力の飛躍的な向上に資する。

2 事業内容

(1) 内 容 海外・国内での合宿や強化練習会および海外・国内のトップチーム招聘等を実施する。

(2) 対 象 者 体育協会が認めた競技団体とする。

(3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実施団体

競技団体の提案を受け、体育協会が審査のうえ認めた団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑥医・科学サポート事業

(競技団体提案型事業)

1 目 的

スーパーアスリートの養成に必要な健康管理やトレーニング方法等に医科学の専門的手法を導入するために、ドクターやトレーナーおよび管理栄養士等を招聘し、選手の体調管理、アスリートとしての体力づくりなど強化を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 フィジカルトレーニング・医事相談・栄養指導等、トップアスリートになるための医・科学サポートを行う。
- (2) 派遣者 体育協会及び競技団体から推薦をうけたドクター又はトレーナー等とする。
- (3) 派遣者数 原則としてドクター又はトレーナー、それぞれ種別1名を上限とする。
- (4) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実施団体

競技団体の提案を受け、体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑦強化合宿・練習

1 目 的

国体で活躍が期待できる選手を対象とし、関係機関・団体と連携して強化合宿等を行い、国体候補選手の重点強化を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容
- ア 競技団体は、国体に出場する選手を選考し、重点強化するために県外・県内合宿、強化練習を計画的に実施する。
 - イ この事業において実施する強化合宿・練習には、指導者招聘、県外優秀選手・チーム招待、ドクター・トレーナー等派遣を併用することができる。
 - ウ 13歳～15歳の将来が期待されるジュニア選手も、参加させることができる。

- (2) 対 象 者 各競技団体が選考した指導者、選手とする。

- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 そ の 他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑧指導者招聘

1 目的

高度な技術・戦術等の指導・助言を得るために、豊富な知識や経験がある優秀な指導者を招聘し、本県の競技力の飛躍的な向上を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 競技団体が実施する強化合宿・練習等へ招聘する。
- (2) 招 聘 者 競技団体から推薦された優秀な指導者とする。
- (3) 招聘者数 原則として種別1名を上限とする。
- (4) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 その他

強化運動部・チームが実施する場合は「競技団体」を「運動部・チーム」と読みかえる。事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑨ 県外優秀選手及びチーム招待

1 目 的

選手、運動部・チーム等を重点強化するために、日本のトップレベルにある県外の優秀な選手やチームを計画的に招待し、本県の競技力の向上を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 競技団体が実施する強化合宿・練習に招待する。
- (2) 招 待 者 競技団体から推薦をうけた、日本のトップレベル又は、それに準ずる選手・チームとする。
- (3) 招 待 数 ア チーム：原則として各種別4チームを上限とする。
 イ 選 手：原則としてエントリー数の2倍を上限とする。
- (4) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 そ の 他

強化運動部・チームが実施する場合は「競技団体」を「運動部・チーム」と読みかえる。事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑩ ドクター・トレーナー等派遣

1 目的

選手の健康管理や科学的トレーニング方法等において医科学の専門的手法を導入するために、ドクター又はトレーナー等を招聘し、選手の体調管理、アスリートとしての体力づくり・強化を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 競技団体が実施する強化合宿・練習等に、ドクター又はトレーナー等を派遣する。
- (2) 派遣者 体育協会及び競技団体から推薦をうけたドクター又はトレーナー等とする。
- (3) 派遣者数 原則としてドクター又はトレーナー、それぞれ種別1名を上限とする。
- (4) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 その他

強化運動部・チームが実施する場合は「競技団体」を「運動部・チーム」と読みかえる。事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑪国体支援コーチ派遣

1 目 的

国体強化に携わる指導者（支援コーチ）を国体及びブロック大会にコーチとして派遣し、国体チームの指導の充実を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 競技団体から推薦された国体強化に携わる指導者を、国民体育大会及びブロック大会に派遣する。
- (2) 派 遣 者 国体スタッフとして国体強化に携わっている指導者。
- (3) 派遣者数 原則として種別2名を上限とする。
- (4) 実施期間 国民体育大会、近畿ブロック大会およびその強化にかかる事業期間中とする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 そ の 他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑫強化選手指定

1 目 的

競技団体からの推薦を基に、国民体育大会において兵庫県代表として活躍が期待できる選手を指定し、強化合宿等によって選手の重点強化を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容
- ア 競技団体は、指定した強化選手を重点強化するために、強化合宿・練習等を計画的に実施する。
- イ この事業において指定された強化選手は、選手サポート事業によってトレーニング室使用料金等の補助を受けることができる。
- (2) 指定方法
- ア 体育協会は、加盟競技団体からの推薦に基づき強化選手（A指定・B指定）を指定し、強化指定証を交付する。
- 【A指定】 当年の国体に出場見込みがある選手
- 【B指定】 将来的に国体出場の可能性がある選手
- イ B指定については国体参加資格に係る少年種別の「選手の年齢基準」よりも1年若い年齢から指定対象とする。（中学2年生以上）
- (3) 指定枠数 競技団体と調整のうえ決定する。
- (4) 指定期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

4 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑬強化運動部・チーム指定

1 目 的

競技実績があり、国民体育大会において兵庫県代表として活躍が期待できる運動部及びチームを指定し、関係機関・団体と連携しながら、運動部及びチームの重点強化を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容
- ア 体育協会は加盟競技団体と協議のうえ、運動部及びチームを指定する。
 - イ 体育協会が指定した運動部及びチームは、加盟競技団体と連携して重点強化するために強化合宿又は練習会等を計画し実施する。

- (2) 指定期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

4 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

(3) 選手育成事業

⑭リトライ・スポーツ・プロジェクト

(競技団体提案型事業)

1 目的

ジュニア選手の埋もれた能力を他競技に活かす等、競技経験ゼロからの選手発掘の育成を図ることにより、将来、国民体育大会等各種大会で活躍できるアスリートを育成する。

2 事業内容

- (1) 内容 他競技を行っている中学生を対象にした、競技体験会やトライアウトを開催するなど、競技人口の拡大ならびに競技レベルの向上を図る。
- (2) 対象者 競技団体が募集した、原則として中学1，2，3年生とする。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実施団体

競技団体の提案を受け、体育協会が審査のうえ認めた団体とする。

4 経費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 その他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑮ スーパージュニア育成塾（U-15）

1 目 的

15 才以下を対象に強化合宿等を実施し、国体への意識を高め、15 才以下選手の重点強化を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 15 歳以下の優れた選手を対象に、基本的技術等の指導や強化合宿・練習等を実施する。
- (2) 対 象 者 競技団体が選考した 15 歳以下の優れた選手とする。（原則として、中学 2 年生から 3 年生）
- (3) 実施期間 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 そ の 他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑩ジュニアスポーツ教室

1 目 的

才能のある選手を発掘・育成するために、スポーツ教室を開催し、本県手づくり選手の育成・強化を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 小・中学生を対象に、基本的技術等の指導や合同練習会を実施する。
- (2) 対 象 者 競技団体が募集し、選出した小・中学生とする。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。
- (4) 実施回数 原則として、年5回以上実施するものとする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 そ の 他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑰-1 ゴールデンエイジ・プロジェクト (子どもスポーツ体験教室)

1 目 的

小学生を対象としたスポーツ体験教室等を実施し、優れた素質を有するジュニア選手を発掘するとともに、ジュニアスポーツ教室や関連スポーツ団体と連携し継続的な選手の育成を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 小学校を対象としたスポーツ体験教室等を実施する。
- (2) 対 象 者 競技団体が募集した、原則として小学校4，5，6年生とする。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。
- (4) 実施回数 原則として年5回程度実施するものとする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 そ の 他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑰-2 ゴールデンエイジ・プロジェクト (オリンピック選手等によるスポーツ教室)

1 目 的

兵庫県とJOC（日本オリンピック委員会）とのパートナー協定締結を契機にオリンピック選手等を講師とするスポーツ教室を実施し、小学生のスポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ動機付けを図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 オリンピック選手等を講師とする、小学生を対象としたスポーツ教室を実施する。
- (2) 対 象 者 小学校4，5，6年生とする。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。
- (4) 実施回数 年1回程度実施する。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、別に定める。

5 そ の 他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑰-3 ゴールデンエイジ・プロジェクト (ひょうごジュニアスポーツアカデミー)

1 目 的

関係団体との連携のもと、子どもたちがスポーツにふれあう機会やより高いレベルで活躍できる機会をつくり、子どもたちのタレント（才能）の発掘・育成を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 小学生を対象に、能力開発・育成プログラムと競技体験プログラム等を実施する。
- (2) 対 象 者 小学校4，5，6年生とする。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。
- (4) 実施回数 年25回程度実施する。

3 実施団体

アカデミー実行委員会が実施する。

4 経 費

事業に要する経費については、別に定める。

5 そ の 他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

⑱拠点化推進事業

1 目 的

選手の発掘・育成・強化を一貫して行うことが可能な地域における拠点を整備し、ジュニア育成の活性化を促進するとともに、地域に根付いた競技になるよう普及を目指し地域における重点的な選手育成を図る。

2 事業内容

- (1) 内 容 小・中学生、地域住民を対象に一貫した発掘・育成・強化が可能な地域を指定し、スポーツ体験教室及び基本的技術等の指導のための合宿・練習や競技の普及活動を実施する。
- (2) 対 象 者 競技団体が募集し、選出した小・中学生。
- (3) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までとする。
- (4) 実施回数 原則として、年10回以上実施するものとする。

3 実施団体

体育協会が認めた競技団体とする。

4 経 費

事業に要する経費については、予算の範囲内で補助する。

5 そ の 他

事業実施上の留意事項については、別に定める。

